

令和6年10月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 6 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 (火) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員

1 番	亀山	真由美	君	2 番	岡本	幸子	君
3 番	大崎	正男	君	4 番	山重	義則	君
5 番	中元	茂雄	君	6 番	寺西	久美子	君
7 番	鈴木	喜義	君	8 番	勝本	澄人	君
1 0 番	菅岡	利夫	君	1 2 番	齋藤	貴之	君
1 3 番	宮本	三雄	君				

4 欠席委員

9 番	原田	淳一	君	1 1 番	下土井	進	君
-----	----	----	---	-------	-----	---	---

5 説明のため出席した者

事務局長	楠原	慎太郎	君
事務局次長	中原	賢	君

6 記事ならびに議事録調整者

職員	伊藤	義人	君
----	----	----	---

会議に付議した事項

議案第 8 0 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 8 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 8 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 8 3 号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第 8 4 号	農用地利用集積等促進計画について

第16回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第16回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、原田委員さんと下土井委員さんが欠席ですので13名中
11名ということで、定足数に達しておりますので、総会は成立して
おります。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
大崎委員と山重委員を指名したいと思います。ご異議ございません
でしょうか。

（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。

（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第80号を上程します。
事務局の説明をお願いします。

次長 中原君 議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
（3条-1） て、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●番● 地目 畑 面積232㎡です。
利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すも
のです。

受人は、申請地は自宅に隣接しており、耕作管理が便利のため、野菜
及び果樹を栽培するものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●から北東に約1
50mの距離にある●●●●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●字●●●●●番● 地目 畑 面積270㎡です。
利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は、申請地は自宅に隣接しており、耕作管理が便利のため、野菜を栽培するものです。
申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から北東に約150mの距離にある●●●●●沿いの農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番、2番につきましては、菅岡委員。

10番 菅岡君

整理番号1番と2番ですが、10月2日に現地調査を行っております。一筆を今回分筆いたしまして、両隣の方が購入されるということで、耕作の方も便利ということで特に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番2番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番2番、議案第80号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第80号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続いて、議案第81号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
(4条-1)

議案第81号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●●●●●●番● 地目 畑 面積1,314㎡の内333㎡で、申請地に農業用倉庫及び庭園を建設するものです。

既に、工事が終わっているため、始末書が提出されています。

1,314㎡の内、残りの981㎡につきましては、平成13年6月19日付けで、農家住宅への5条許可を受けております。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●から南西に約400mの距離にある●●●●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、菅岡委員。

10番 菅岡君

整理番号1番ですが、これにつきましても10月2日に現地調査を行っております。事務局から説明があったとおり、すでに工事が終わっているという状況で始末書も出ております。地図を見ていただければ分かりますように、宅地に囲まれた土地ということで特に問題なからうかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第81号の整理番号1番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第81号は、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第82号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
(5条-1)

議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番● 地目 畑 面積115㎡です。

利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、申請地は自宅に隣接しており、道路から自宅への既存の進入路が狭いため、自宅への進入路を拡張するとともに、議案第80号の3条申請の整理番号1番で申請した農地への進入路も併せて建設する計画です。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から北東に約150mの距離にある●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番● 地目 田 面積1,066㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、●●●●で太陽光発電事業等を営む法人で、パネル設置面積435.65㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備を設置するものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から北に約100mの距離にある●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番2番につきましては、菅岡委員。

10番 菅岡君

整理番号1番2番でございます。

1番につきましては、事務局から説明があったとおり、3条の取得農地への進入路と自宅への進入路ということになっております。すで

に自宅へ入る道はございますけれども、高低差があるということで、それを拡張ということで特に問題はなかろうかと思っております。

2 番につきましては、太陽光発電ということでございますけれども、農地に隣接はしておりますけれども、隣接者の方には説明済ということで、雨水につきましては既存水路に流すということでございますので、これにつきましても特に問題はなかろうかと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君 整理番号 1 番 2 番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号 1 番 2 番の議案第 8 2 号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 8 2 号は、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第 8 3 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第 8 3 号 農業振興地域整備計画の変更について、調書に基づきましてご説明いたします。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、柳井市長より農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められています。
番号 1 番でございます。
申請者は●●●●で、申請地は●●字●●●●●●●●番● 地目畑 面積 1, 2 7 2 m²の内 2 0 1 m²で、変更内容は除外です。
変更後の用途は、自宅の建替えによる敷地拡張で、申請地に住宅の一部が建築され宅地になることで、建築基準法による 2 項道路に接道する基準を満たすものです。
申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●●●から南東に約 1. 6 k m の距離にある●●●●●●●●●●●●付近の農地です。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
山重委員、お願いいたします。

4 番 山重君

10月2日に現地確認をいたしまして、住宅を新しくするという
ことで、今建っているのが藁屋という状態でございまして、新しく住宅
を建てて帰られるということでございまして、田舎にとっては大変い
いことではないかと思っております。自宅の農地でございますので何
ら問題はないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第83号につきまして、原案のと
おり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいた
します。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第83号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

次に、議案第84号を上程いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第84号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたしま
す。

農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。

市長より、令和6年9月25日付けで、農業委員会にこの集積計画
の決定を求められています。

計画は、1件、1筆、2, 441㎡で更新です。

農用地利用集積計画については、農業者等の申出により、農業経営
基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附
則第5条第1項の規定に基づき、なお従前の例により定めるもので、
改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全部効率利用要件
などの要件に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。何か質疑ございますでしょ
うか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第84号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第84号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時23分)